

函館市宿泊税条例施行規則第10条第6項第4号エにおいて市長が定めることとしている日本産業規格Z8305に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができることについて

函館市宿泊税条例施行規則（令和7年函館市規則第58号。以下「規則」という。）第10条第6項第4号エに規定する市長が定めるところは、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）X6933または国際標準化機構の規格12653-3に準拠したテストチャートを規則第10条第6項に規定する特別徴収義務者が使用する同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面および書面において、日本産業規格X6933における4の相対サイズの文字およびISO図形言語または国際標準化機構の規格12653-3における4ポイントの文字および140図票を認識することができることとする。